

様式 1 【申し合わせ事項】：【委員会、**全協**：共通様式】

〔氏名： 島田 正彦 〕

【留意事項】

① 研修テーマに即した所感

小林慶太郎教授の講演は 2021 年 10 月に次いで 2 回目である。
非常に具体的でわかりやすい。また、彼はこうあるべきだという決めつけ
論法ではなく、あくまで主体は議会であり、その改革が住民サービスに寄
与するかが最重要課題であると説いている。

今回のテーマ【地方議会改革の論点と課題】について受講した。

私は、主に地方議会の改革の必要性和論点を注視して傾聴した。

その中で

- ① 地方議会は多様な住民を代表しているか。
- ② 地方議会は住民の意見を審議に反映させているか。
- ③ 地方議会は住民と情報を共有しているか。

とあるように、あくまで議会は住民を中心に活動が展開されるべきである。

議会という前に 1 人議員一人一人がどのような活動をしているか

その集大成が議会であると私も考える。

改革が議会にとって有効かどうかでなく、住民サービス向上にどの様にプ
ラスに転じるかが重要ではないだろうか。大きな改革こそ議会の全会一致
が必要であると考えます。平成 31 年 4 月施行の東員町議会基本条例の際は
議会の全会一致で制定された。

大きな改革にはこの様に全会一致が望ましい。

私はこの講演を聞き、個々の議員活動こそ振り返り改革すべきではないか
と改めて痛感した。

② 今後、研修で得た知識等について、町議会活動にどのように反映するか

今回は論点として、通年議会と議長任期 2 年制が議論となった。

他市町の状況も必要な情報であることは否めないが、今この 2 つが実施さ
れないと当町が混乱するとは考えられない。この町に取って、なぜ通年議
会が必要であるか、またこれも何回も論戦されているが、議長の 2 年制に
おいても、1 年しっかりとやってきた業績が出てきたならば、再選を妨げ
ないという申し合わせにあるように再度選挙にチャレンジすべきである。

この 2 点の改革を論じる前に、子ども権利条例、議会基本条例など当町も
誇れる条例などもあり、決して遅れはとっていない。

改革を論じる前にそれが我々議会にとってのみではなく、住民サービス向上にどれだけ寄与できるかではないか。私自身も一人の議員としてどれだけ住民の声を吸収しているか反省し検証してみたい。
改革とはこのように個人の中にもあることを悟らされた講演であった。

③その他（特になければ記載不要）